

# 文 献

- 1) 仲井宏充、原岡智子:保健所現場における健康危機管理体制に関する実践的研究, 保健医療科学 56(3) 271-277, 2007
- 2) 須藤紀子, 清野富久江, 吉池信男:自然災害発生後の自治体による栄養・食生活支援, 日本集団災害医学会誌 12(2) 169-177, 2007.
- 3) 末松孝司, 大友康裕, 辺見弘:コンピューターシュミレーションモデルを活用した防災マニュアルシステムの研究, 日本集団災害医学会誌 12(2) 144-151, 2007.
- 4) 遠藤悟志:関東地域の災害拠点病院における災害対策実態調査 放射線機器、ネットワークの災害対策調査班, 循環器画像技術研究 25(2) 43-48, 2007.
- 5) 石田義則:在宅人工呼吸器装着者の災害時支援訓練の実施, 難病と在宅ケア 13(11) 12-15, 2008.
- 6) 山本昌司, 上田耕蔵, 石原享介:災害医療 呼吸器科医への提言 災害急性期対策 在宅人工呼吸器装着患者への対応, 呼吸器科 10(2) 96-102, 2006.
- 7) 丸山博文, 他:地域医療 在宅人工呼吸器使用患者の災害時対応システム構築に向けた取組み, 広島医学 59(5) 469-471, 2006.
- 8) 山本昌司:阪神淡路大震災の教訓 在宅酸素療法患者の安否確認とその対応マニュアルの作成と地域に適した対策を, 日本呼吸管理学会誌 15(3) 345-347, 2006.
- 9) 松本修一, 他:忘れた頃に来るパニック時にどう対応するか 災害時におけるHOT及びHMV患者さんの事例 2000.9.11の東海集中豪雨の場合, 難病と在宅ケア 9(6) 16-18, 2003.
- 10) 石井昇:災害医療と被災者の栄養管理 災害時における在宅療養患者の医療支援と栄養管理, 臨床栄養 111(5) 612-617, 2007.
- 11) 青木知子:難病患者の災害時対策 静岡県における難病患者 災害時支援の取組み, 難病と在宅ケア 12(11) 20-23, 2007.
- 12) 小澤修一:阪神淡路大震災, 呼吸器科 10(2) 113-119, 2006.

- 13) 谷内田容子, 他: 大規模自然災害が在宅酸素使用患者に及ぼした影響 平成16年新潟豪雨・中越地震の経験から, 日本呼吸管理学会誌 15(4) 341-345, 2006.
- 14) 大山幸雄, 他: 災害時の緊急対応 HOTプロバイダーの役割(新潟県中越地震), 日本呼吸管理学会誌 15(3) 339-344, 2006.
- 15) 岩島明: 中越地震被災病院の患者に対応した病院からの報告, 日本呼吸管理学会誌 15(3) 334-338, 2006.
- 16) 奥田博子, 宮崎美砂子, 井伊久美子: 自然災害発生時における保健師の派遣協力の実態と今後に向けての課題, 保健師ジャーナル 63(9) 810-815, 2007.
- 17) 藤井誠, 橋本結花: A県内市町村の防災担当者が保健師に期待する防災や災害時の役割とその課題, 保健師ジャーナル 63(8) 706-711, 2007.
- 18) 藤井誠, 橋本結花: 地震災害時における市町村保健師の役割の特徴と課題, 日本災害看護学会誌 8(3) 10-20, 2007.
- 19) 小林芳文, 飯村敦子: 特別支援学校等における災害時の避難, 日本生活支援工学会誌 7(2) 2-11, 2007
- 20) 石川澄, 他: 救急・広域災害時の活動評価機能を盛り込んだ次世代救急支援情報システムの構築企画, 医療情報学連合大会論文集 26 569-572, 2006
- 21) 川村佐和子: 厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業 ALS患者にかかる在宅療養環境の整備状況に関する調査研究 平成15年度研究報告書, 2003.
- 22) 川村佐和子, 他: 厚生省特定疾患 特定疾患患者の生活の質(QOL)の向上に関する研究班「人工呼吸器装着者の訪問看護研究」分科会: 人工呼吸器を装着しているALS療養者の訪問看護ガイドライン, 2000.
- 23) 東京都衛生局: 医療関係者のための神経難病患者在宅療養支援マニュアル, 2000.
- 24) 社団法人日本看護協会: 平成15年度看護政策立案のための基盤整備推進事業報告書, 人工呼吸器装着中の在宅ALS患者の療養支援訪問看護従事者マニュアル, 2004.
- 25) 小倉朗子: ALS等神経難病療養者の療養経過と看護サービス・療養環境整備の課題, 訪問看護と介護 8(4) 306-312, 医学書院 2003.

- 26) 小倉朗子, 川村佐和子, 数間恵子:在宅人工呼吸療法の安全システムと関係機関の連携, 日本呼吸管理学会誌 7(3) 166-169, 1998.
- 27) 中山優季, 小倉朗子, 川村佐和子:ALS在宅人工呼吸療養者の外出時における事故事象とその対応に関する検討, 日本難病看護学会誌 11(2) 142-153, 2006.
- 28) 松下祥子, 和田ユキ, 田中重子, 渡辺裕之, 小倉朗子, 小西かおる, 石井昌子:神経難病に関する在宅サービス提供者の研修ニーズへの保健所の取組み, 日本難病看護学会誌 9 144-149, 2004.
- 29) 東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課:在宅人工呼吸器使用難病等患者実態調査報告書, 2005.
- 30) 小原真理子:災害・災害看護の基礎知識, インターナショナルナーシングレビュー 28(3) 12-75, 2005.
- 31) 小杉真下紗人:三宅島噴火災害を支援して, 公衆衛生雑誌 36(6) 460-463, 2005.
- 32) 高松文子:看護職が綴った噴火と全島避難ー三宅島災害における看護活動の記録ーNursing Today, 16(1) 74-77, 2001.
- 33) 高松文子:三宅島災害における看護活動の記録ー噴火から全島避難、そして避難生活へー, 看護 53(1) 76-81, 2001.
- 34) 桑村健司, 小杉真下紗人:三宅島噴火災害 被災住民のコミュニティの力と保健所のサポート, 保健師ジャーナル 60(4) 342-350, 2004.
- 35) 神戸市生活再建本部 編集:阪神・淡路大震災・神戸の生活再建・5年の記録ー第1版 神戸市生活再建本部, 兵庫 2000.
- 36) 国立国際医療センター 監修, 明石秀親 翻訳:災害時保健医療の組織化マニュアル病院・行政の危機管理 第1版, 中山書店 東京 1997.
- 37) 社団法人全国訪問看護事業協会:平成11年度厚生省老人保健事業推進費補助金介護保険制度下における訪問看護サービスの質の評価・向上に関する研究報告書, 社団法人全国訪問看護事業協会, 東京, 2000.



- 38) 社団法人日本看護協会:平成13年度版訪問看護質評価基準と自己評価票, 社団法人日本看護協会, 東京, 2001.
- 39) 財団法人日本訪問看護振興財団:平成14年度社会福祉・医療事業団女性訪問看護サービス質評価のためのガイドライン作成事業における訪問看護サービス質評価のためのガイドライン, 財団法人日本訪問看護振興財団, 東京, 2003.
- 40) 日本医療機能評価機構:書面審査自己評価票 病床複合版 Version 5.0, 2005.  
[http://jcqhc.or.jp/html/documents/pdf/jikohyoukaV5/V5DATA\\_MIXG.pdf](http://jcqhc.or.jp/html/documents/pdf/jikohyoukaV5/V5DATA_MIXG.pdf)
- 41) 社団法人シルバーサービス振興会:平成15年度厚生省老人保健事業推進費等補助金利用者による介護サービス(事業者)の適切な選択に資する介護サービス情報の公表(情報開示の標準化)について報告書, 2005.
- 42) 社団法人全国訪問看護事業協会:平成17年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業), 専門特化型訪問看護ステーションのサービス提供体制に関する調査研究事業 研究報告書, 社団法人全国訪問看護事業協会, 2006.
- 43) 社団法人全国訪問看護事業協会:平成18年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康推進等事業)訪問看護ステーションに係わる介護保険サービスにおける看護提供体制のあり方に関する研究 訪問看護ステーションの業務基準に関する検討, 社団法人全国訪問看護事業協会, 2007.
- 44) 帝人在宅医療株式会社:災害時救援体制構築に関する関係者・機関の検討会資料 2007.
- 45) 東京都総務局総合防災部 編集:地震復興への備え “地域力”を活かした住民主体の復興のために, 東京都 2005.
- 46) 山本保博, 三浦規 監修:国際災害看護マニュアル 第1版 真興貿易医書出版部, 東京 2002.
- 47) 山本保博 監修:集団災害時における一般医の役割 Mass-gathering medicine 第1版, ヘルス出版 東京 2002.

- 48) 黒田裕子, 酒井明子: 災害看護—人間の生命と生活を守る, メディカ出版 東京 2004.
- 49) フォーバイフォーマガジン社 編集: 災害マニュアル危機管理シリーズ, フォーバイフォーマガジン社 東京 2005.
- 50) 国土交通省住宅局 監修, 財団法人日本建築防災協会 編集: 誰でもできる我が家の耐震診断.  
[http://www.kenchiku-bosai.or.jp/wagayare/taisin\\_flash.html](http://www.kenchiku-bosai.or.jp/wagayare/taisin_flash.html)  
(2009年3月アクセス).
- 51) 東京都防災ホームページ: 家具・家電転倒防止対策・啓発ビデオ.  
[http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/knowledge/video\\_tfd.html](http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/knowledge/video_tfd.html)  
(2009年3月アクセス).
- 52) 東京都防災ホームページ: 我が家の対策・家具・家電転倒防止対策.  
<http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/athome/falling.html>  
(2009年3月アクセス).
- 53) 神奈川県平塚保健福祉事務所継続看護連絡会: 在宅療養者の防災対策「もしも・・・の時のために」報告書. 2006.
- 54) 神奈川県平塚保健福祉事務所継続看護連絡会: 看護情報提供書 記載基準マニュアル. 2008.
- 55) 災害時難病患者支援計画策定検討ワーキンググループ(グループリーダー新潟大学脳研究所神経内科西澤正豊): 災害時難病患者支援計画を策定するための指針. 厚生労働科学研究費補助金難治性疾患克服研究事業「重症難病患者の地域医療体制の構築に関する研究」班. 2008年3月.
- 56) 和歌山県福祉保健部: 障害者・高齢者・難病患者防災マニュアル. 2000.
- 57) 厚生省特定疾患研究「特定疾患患者のQOL向上に関する研究」班「人工呼吸器装着者の訪問看護研究」分科会: 人工呼吸器を装着しているALS患者の訪問看護ガイドライン. 1999.
- 58) 東京都健康局医療サービス部疾病対策課: 東京都におけるALS患者在宅療養支援の手引き—地域支援体制の構築に向けて—. 2004.
- 59) 今福恵子, 深江久子, 三輪真知子, 小川亜矢: 訪問看護の災害時支援マニュアルの検討.

- 60) 日本難病看護学会:在宅人工呼吸器装着患者の外出・旅行に関する支援マニュアル. 2002年. 静岡県中部健康福祉センター:災害時における難病患者支援マニュアル. 2003.
- 61) 酒井美絵子、他:在宅人工呼吸療養者に対する災害時支援方法の検討. 日本難病看護学会誌 2(1), 23-31, 1998.
- 62) 長谷川敦司:人工呼吸器ー必要なディスプレイダブル呼吸回路の備蓄. Clinical Engineering 6(12), 842-845, 1995.
- 63) 西條幸志:在宅人工呼吸器療法患者の災害時における非常電源について. 日本難病看護学会誌8(1), 37, 2003.
- 64) 愛知県防災局:事業所のための『防災マニュアル』作成の手引き. 2005.
- 65) 兵庫県:在宅人工呼吸器装着難病患者災害時支援指針. 2006.
- 66) 峯田雅寛、他:災害対策マニュアル作成への取組み 問題解決手法を用いた全員参加型の活動を意識調査にて検証, 日本看護学会論文集看護総合 38 406-408, 2007.

# 資料一覽



資料1	調査依頼文
調査票Ⅰ	Ⅰ.事業所の概要、Ⅱ.従業者の状況、Ⅲ.医療処置サービス提供の状況
調査票Ⅱ	Ⅳ.緊急・災害支援に関する事業所の構造要件の重要性と整備状況 Ⅴ.緊急・災害支援に関する事業所のケア要件の重要性と整備状況
表1	在宅重症療養患者の緊急・災害支援の支援体制の質基準項目 (構造要件)
表2	在宅重症療養患者の緊急・災害支援の支援体制の質基準項目 (ケア要件)
表3	緊急・災害支援に対する訪問看護提供事業所の構造要件
表4	緊急・災害支援に対する訪問看護提供事業所のケア要件
表5	訪問看護提供事業所の概要
表6	医療処置サービスの提供状況
表7	在宅重症療養患者の把握内容の枠組み
表8	新潟県中越沖地震(平成19年)と新潟県中越地震(平成16年)の 規模と被害状況
表9	新潟県中越沖地震(平成19年)、新潟県中越地震(平成16年)、 阪神・淡路大震災(平成7年)の在宅酸素療法患者状況および 酸素ボンベ追加投入状況
表10	新潟県中越沖地震(平成19年)の被災地別在宅酸素療法患者状況
表11	在宅重症療養患者の緊急・災害支援体制の項目(ケア要件)との関連
表12	在宅重症療養患者の緊急・災害支援体制の項目(構造要件)との関連
表13	耐震診断 簡易問診表
表14	安全空間の確保チェック
表15	適正な使用のための人工呼吸器の日常点検記録
表16	代替医療機器等の準備
表17	日常的症状アセスメント
表18	管轄地域における要援護者の身体状況と支援体制の確保状況
表19	非常用持ち出し品の整備

- 図1 医療保険および介護保険(介護度別)別の訪問看護利用者内訳
- 図2 医療保険および介護保険(介護度別)別の医療処置者の内訳
- 図3 医療処置別の訪問看護利用者
- 図4 医療処置別 介護保険(介護度別)・医療保険の分布
- 図5 緊急・災害支援に対する訪問看護提供事業所の構造要件の重要性と整備状況
- 図6 緊急・災害支援に対する訪問看護提供事業所のケア要件の重要性と整備状況
- 図7 災害発生時行動マニュアル
- 図8 在宅人工呼吸療養者の個別プランチャート

神奈川県訪問看護提供事業所  
管理者 殿

平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金  
地域健康危機管理研究事業  
「在宅重症療養患者にかかる緊急・災害時の  
支援体制の構築に関する研究」  
主任研究者 小西かおる(昭和大学)

## 在宅重症療養患者にかかる緊急・災害時の支援体制に関する調査の協力について(依頼)

ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、今年 7 月の新潟中越沖地震は記憶に新しく、地球温暖化の影響による異常気象のため台風や大雨による被害も身近なところで頻発しています。特に、医学的管理を必要とする在宅重症療養患者においては、これらの自然災害の影響を受けやすく、対象の特性に応じた支援体制の構築が必要と考えています。そこで、療養者の医学的管理の重要な担い手である訪問看護提供事業所における緊急・災害時の支援体制の現状を把握し、地域における健康危機管理を行政機関とどのように連携をとりながら推進すべきかについて検討したいと思っています。

新潟中越沖地震では、サービス利用者は通常通りのサービスが提供されることを期待しており、訪問看護やケアマネが苦勞をされたと聞いています。しかし、自然災害時には、訪問看護提供事業所も被災者となるため、「災害発生から 3 日間は、療養者のご家族が自らの命と療養環境を自ら守る」ことができるような、日常的な支援のあり方について検討する必要があると考えております。よって、本調査により、現状としては緊急・災害時支援体制は整っていないが、重要と認識されている項目について明確にし、行政機関と協力しながら体制整備を行っていきたいと思っています。

なお、調査協力への同意確認と調査報告書の送付のため、ご連絡先等の情報を記入する欄がありますが、この調査に含まれる内容は全て数量化・コード化し、記入された個別の内容は公開いたしませんので、個別のプライバシーがもれることはなく、ご迷惑をおかけすることはないことを申し添えます。

つきましてはご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、下記のとおり調査を計画しておりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 記

1. 調査名  
「在宅療養者にかかる緊急・災害時の支援体制の整備状況に関する調査」
2. 調査目的  
訪問看護提供事業所における緊急・災害時の支援体制の整備状況を明らかにし、地域における健康危機管理の課題を明確にする。
3. 調査対象  
神奈川県にある訪問看護提供事業所
4. 調査事項  
別紙、「調査票Ⅰ(p.1~2):9月の利用状況についてご記入下さい。」、「調査票Ⅱ(p.3~4)」、「調査票Ⅲ(p.5)」
5. 回答方法  
各調査票の「回答方法について」をよく読んでご回答下さい。全ての項目にご回答後に返信用封筒にてご返送願います。
6. 提出期限  
平成 19 年 11 月 22 日(木)必着

(問い合わせ先):

昭和大学保健医療学部看護学科 地域・在宅看護学 教授 小西かおる

〒226-8555 横浜市緑区十日市場町 1865 TEL&FAX: 045-985-6530 Email: k-konishi@nr.showa-u.ac.jp



# 調査票 I

本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただけます場合は、以下にご署名いただきご回答下さい。

災害発生時の在宅療養者に関する訪問看護ステーション等の緊急時の支援体制等アンケート調査への回答に同意します。

平成19年 月 日

事業所名

管理者名

住所

電話

FAX

《以下の質問では、当てはまる番号を○で囲み、( )には具体的にご記入下さい。》

## I. 事業所の概要

1. 事業開始年月	昭和・平成 _____ 年 _____ 月	
2. 開設主体 (当てはまるものに○)	1) 都道府県 2) 市区町村 3) 広域連合・一部事務組合 4) 日本赤十字社・社会保険関係団体 5) 医療法人 6) 医師会 7) 看護協会 8) 社団・財団法人(医師会・看護協会以外)	9) 社会福祉協議会 10) 社会福祉法人(社会福祉協議会以外) 11) 農業協同組合及び連合会 12) 消費生活協同組合及び連合会 13) 営利法人(株式・合名・合資・有限会社) 14) 特定非営利活動法人(NPO) 15) その他法人 [ ]
3. 併設施設 (当てはまるもの全てに○)	1) 介護老人福祉施設 2) 介護老人保健施設 3) 介護療養型医療施設 4) 3)以外の病院・診療所 5) 訪問看護ステーション 6) 療養通所介護事業所	7) 居宅介護支援事業所 8) ヘルパーステーション 9) 上記以外の居宅介護サービス事業所 10) その他 [ ]
4. 管理体制 (届出ているものに○)	介護報酬	
	1) 緊急時訪問看護加算の届出 2) 特別管理加算の届出	診療報酬 1) 24時間連絡体制加算の届出 2) 重症者管理加算の届出

## II. 従業者の状況

1. 従業者数	常勤者		非常勤者	
	人数 *2	災害支援を得意とする看護師数(再掲)*3 (理由:○○の研修を受けた…等)*4	人数 *2	災害支援を得意とする看護師数(再掲)*3 (理由:○○の研修を受けた…等)*4
①看護師 *1	人	人	人	人
②准看護師	人	人	人	人

### 回答方法について

\*1 看護師:保健師・助産師を含む人数を計上してください。

\*2 人数:平成19年9月1日現在の看護指数を計上してください。出張所等のあるステーションにおいては、その数も含めて計上してください。常勤者には、併設施設・事業所の勤務をかねる者(兼務)も含めて計上してください。兼務及び非常勤については、貴ステーションでの勤務時間を、貴ステーションの所定勤務時間で割った数値を、四捨五入し小数点第1位まで計上してください。

\*3 災害支援を得意とする看護師数:貴ステーションに在籍する看護師のうち、災害支援の経験がある、研修を受講したことがある等で、災害支援を得意とすると考えられる看護師につき、その実人数を計上してください。

\*4 (理由):災害支援を得意とすると考えられる理由を、○○の研修を受けた、△△の経験があるなど、具体的に記入してください。



### Ⅲ. 医療処置サービス提供の状況

	①介護保険法								②医療保険法等	③その他	④合計
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	その他			
1. 利用者実人数*1											
①人工呼吸療法											
①-1経気管(TPPV)											
①-2非侵襲的(NPPV)											
②気管切開のみ											
③吸引											
④在宅酸素療法											
⑤経管栄養法											
⑤-1経鼻											
⑤-2胃ろう											
⑥点滴療法											
⑥-1中心静脈栄養											
⑥-2その他点滴											
⑦人工透析											
⑦-1血液透析											
⑦-2自己腹膜遠流											
⑧排尿・排便管理											
⑧-1自己導尿											
⑧-2膀胱留置カテーテル											
⑧-3人工膀胱・人工肛門											
⑧-4腎瘻・尿管皮膚瘻											
⑨褥創											
⑩その他											

#### 回答方法について

平成19年9月中の利用者実人数の合計を、介護保険による訪問、医療保険等による訪問、その他に分けて計上してください。

\*1 利用者実人数：介護保険法による訪問看護を受けている利用者が何らかの事由により医療保険法等や自費による訪問看護を受けた場合、その利用者は「介護保険」欄に計上してください。「医療保険等」には、介護保険法による訪問看護を1度も利用せず医療保険法等のみを利用するものについて計上してください。「その他」には、介護保険・医療保険の給付を受けていない利用者で、9月中の全ての訪問看護を自費により受けた者および市町村事業による者を計上してください。

# 調査票Ⅱ

## IV. 緊急・災害支援に関する事業所の構造要件の重要性と整備状況

項目	解釈・確認方法	重要性*1	事業所の状況*2	理由*3
(1) 組織の理念・運営方針	事業所としての理念または基本方針が明文化されていること。また、それが職員・利用者に明示されていること(事業所内掲示・パンフレット等への記載等)。		1 2 3 4	
(2) 理念・運営方針に基づく組織図	事業所の組織図があること。また、実際に即していること。		1 2 3 4	
(3) 緊急・災害に対するケア提供の方針	訪問看護の基準(看護基準、看護業務マニュアル、プロトコル、ガイドライン等)の中で、災害に対するケア提供の基本的な考え方が記載されていること。		1 2 3 4	
(4) 緊急・災害支援の専門性を有する職員配置	災害支援について研修を受けた看護師が雇用されている。また、その処遇(責任・権限の服与、適切な給与体系等)に配慮されていること。		1 2 3 4	
(5) 職員の負担軽減に配慮した配置	職員の身体的負担に配慮したスケジューリングを行っていること。		1 2 3 4	
(6) 緊急・災害支援についての知識・技術の向上	災害支援について専門性を有する看護師が災害支援について知識・技術の向上を行うための研修が計画的になされていること(研修計画の有無)。		1 2 3 4	
(7) 緊急・災害支援に関する助言・指導	災害支援について専門性を有する看護師または外部職者が事業所内の職員に対して助言・指導・協力する体制があること。		1 2 3 4	
(8) 緊急・災害支援のケアのプロトコル	災害支援のケアのプロトコル、基準・手順、業務マニュアル等があること。		1 2 3 4	
(9) 緊急・災害支援体制の評価	災害支援についてカンファレンス、自己点検、プロトコルの見直し等の活動が定期的(計画的)になされていること。		1 2 3 4	
(10) 緊急・災害時における24時間ケア提供体制	利用者に対して災害時の訪問体制があること(仕組みと実績)。		1 2 3 4	
(11) 緊急・災害支援に対する医療機器の整備	災害支援に必要な機器類(蘇生バッグ、吸引器、パンプリー等)を整備しており、定期的メンテナンスしている(医療機関や医療機器メーカーからの借用体制も含む)。		1 2 3 4	
(12) 緊急・災害支援に関する関係機関への支援	災害支援に関して、他機関から研修・実習を受け入れる体制があること。または、必要に応じて他機関に助言・指導等を行う体制があること(いずれも実績から評価)。		1 2 3 4	
(13) 緊急・災害支援に関する情報の整備・発信	災害支援に関する最新の情報を入手する体制があること。また、整備した情報、実績等を発信する体制があること。		1 2 3 4	
(14) 緊急・災害支援の普及・啓発	災害支援に関して地域住民等からの相談に対応していること(実績がある)。地域住民、サービス提供機関を対象とした広報活動が行われていること(情報媒体がある)。		1 2 3 4	
(15) 緊急・災害支援に対応した療養者管理体制	災害時における利用者の支援必要度(重症度、医療機器利用状況、家族介護力等)を考慮した利用者管理台帳等があり、見直し等の活動が定期的(計画的)になされていること。		1 2 3 4	

### 回答方法について

\*1 重要性:各項目について、災害支援を提供する事業所として整備することが「重要である」と思う場合は ○、「重要でない」と思う場合は × 「を記入してください。

\*2 事業所の状況:各項目について、貴事業所の整備状況を「1:ほとんどできていない」、「2:あまりできていない」、「3:まあできてはいる」、「4:とてもできてはいる」の4段階で評価し、当てはまる番号に○をつけてください。

\*3 理由:「事業所の状況」の欄で、「1」または「2」と回答した項目については「できていない」理由を、「3」または「4」と回答した項目についてはどのようなことを実施しているか、ご自由にお書き下さい。



V. 緊急・災害支援に関する事業所のケア要件の重要性と整備状況

項目	解釈・確認方法	重要性*1	事業所の状況*2	理由*3
(1) 緊急・災害対策の理解	緊急・災害対策についての認識・理解を定期的にあセスメントし、必要に応じて情報提供・助言・指導する体制があること。		1 2 3 4	
(2) 療養・支援方針の意思決定	災害時における療養の場や支援方法等について家族間で話し合い、意思決定できるように支援し、その内容を記載する体制があること。		1 2 3 4	
(3) 家屋の安全性のアセスメント	家屋構造(耐震診断、家具配置等)や立地条件等から、安全性を定期的にあセスメントし、必要に応じて情報提供・助言・指導を受ける体制があること。		1 2 3 4	
(4) 居室における安全地帯の確保	居室内の安全地帯について定期的にあセスメントし、居室の選定や家具配置等について情報提供・助言・指導する体制があること。		1 2 3 4	
(5) 安全な医療処置管理	症状アセスメント、医療処置管理をプロトコルに基づき実施し、家族等が安全に評価・実施できるように、定期的な指導・管理を行う体制があること。		1 2 3 4	
(6) 医療機器類の日常点検	医療機器、衛生材料等の日常管理、定期的なメンテナンスを実施し、家族等が安全に評価・実施できるように、定期的な指導・管理を行う体制があること。		1 2 3 4	
(7) 防災訓練	火気器具・危険物の日常管理、消火・避難訓練等の防災訓練に参加する、また、居室内で実施する支援を定期的に行う体制があること。		1 2 3 4	
(8) 救急処置訓練	身体状態の悪化、ケガ等に対して、蘇生、救急処置、脱出等の救急処置訓練に参加する、または、居室内で実施する支援を定期的に行う体制があること。		1 2 3 4	
(9) 緊急・災害連絡対応手順の整備	緊急連絡網、連絡手順、処置手順等を作成し、災害時の連絡方法を含め定期的に確認、修正を行う体制があること。		1 2 3 4	
(10) 緊急・災害時の救護施設の確保	身体状態や被災の程度に応じた避難所、救護施設、入院施設等の場所、移動方法等について、定期的に具体的な取り決めの確認をする体制があること。		1 2 3 4	
(11) 防災用具の整備	暮らしを守る物品(食料・水等)、救出用具等の必要物品についてアセスメントし、定期的な点検・補充を行う体制があること。		1 2 3 4	
(12) 医療用バッグの整備	命を守る物品(蘇生バッグ、バッテリー、代替医療機器等)、救急用具等の必要物品についてアセスメントし、定期的な点検・補充を行う体制があること。		1 2 3 4	
(13) 外出支援	通院、散歩、旅行等を日常的に実施できるように支援し、居宅以外の生活に必要な知識・技術・物品等のアセスメントを定期的に行う体制があること。		1 2 3 4	
(14) 近隣の協力体制の確保	近隣住民に利用者の状況や支援方法について理解を得て、協力が得られるよう、必要に応じて情報提供・助言・指導を行う体制があること。		1 2 3 4	
(15) 地域の協力体制の整備	地域の支援体制について理解し、支援グループ等へ参加できるように、必要に応じて情報提供・助言・指導を行う体制があること。		1 2 3 4	

回答方法について

\*1 重要性:各項目について、災害支援を提供する事業所として整備することが「重要である」と思う場合は○、「重要でない」と思う場合は×を記入してください。

\*2 事業所の状況:各項目について、貴事業所の整備状況を「1:ほとんどできていない」、「2:あまりできていない」、「3:まあできていない」、「4:とてもできていない」の4段階で評価し、当てはまる番号に○をつけてください。

\*3 理由:「事業所の状況」の欄で、「1」または「2」と回答した項目については「できていない」理由を、「3」または「4」と解答した項目についてはどのようなことを実施しているか、ご自由にお書き下さい。

表1 在宅重症療養患者の緊急・災害支援の支援体制の質基準項目（構造要件）

項目	分類	下位項目	重要性平均
1. 運営方針	1) 災害理念	(1) 組織の理念・運営方針	4.6
	2) 組織構成	(2) 理念・運営方針に基づく組織図	4.9
		(3) 緊急・災害に対するケア提供の方針	4.8
2. 人事管理	1) 人員配置	(4) 緊急・災害支援の専門性を有する職員配置	4.2
		(5) 職員の負担軽減に配慮した配置	4.3
	2) 職員教育	(6) 緊急・災害支援についての知識・技術の向上	4.6
		(7) 緊急・災害支援に関する助言・指導	4.8
3. 支援提供 管理	1) 支援の 標準化	(8) 緊急・災害支援のケアのプロトコル	4.9
		(9) 緊急・災害支援体制の評価	4.5
	2) 支援体制	(10) 緊急・災害時における24時間ケア提供体制	4.5
		(11) 緊急・災害支援に対する医療機器の整備	4.4
	3) 連携体制	(12) 緊急・災害支援に関する関係機関への支援	4.1
	4) 広報	(13) 緊急・災害支援に関する情報の整備・発信	4.3
		(14) 緊急・災害支援の普及・啓発	4.0
4. 療養者管理	1) 療養者管理	(15) 緊急・災害支援に対応した療養者管理体制	4.7

1: 低い、2: やや低い、3: 普通、4: やや高い、5: 高い



表2 在宅重症療養患者の緊急・災害支援の支援体制の質基準項目(ケア要件)

項目	下位項目	重要性平均
1. 支援方針	(1) 緊急・災害対策の理解	4.8
	(2) 緊急・災害支援方針の意思決定	4.9
2. 安全性の管理	(3) 家屋の安全性のアセスメント	4.0
	(4) 居宅における安全地帯の確保	4.0
3. 医学的管理	(5) 安全な医療処置管理	4.9
	(6) 医療機器類の日常点検	4.7
4. 準備と訓練	(7) 防災訓練	4.2
	(8) 救急処置訓練	4.3
5. 協力体制の構築	(9) 緊急・災害連絡対応手順の整備	4.7
	(10) 緊急・災害時の救護施設の確保	4.9
6. 物品の整備	(11) 防災用具の整備	4.5
	(12) 医療用バッグの整備	4.8
7. 地域参加	(13) 外出支援	4.2
	(14) 近隣の協力体制の確保	4.4
	(15) 地域の協力体制の整備	4.2

1: 低い、2: やや低い、3: 普通、4: やや高い、5: 高い

表3 緊急・災害支援に対する訪問看護提供事業所の構造要件

項目	解釈・確認方法
(1) 組織の理念・運営方針	事業所としての緊急・災害支援に対する理念または基本方針が明文化されていること。また、それが職員・利用者に明示されていること(事業所内掲示・パンフレット等への記載等)。
(2) 理念・運営方針に基づく組織図	事業所の組織図があること。また、緊急災害時の支援の実態に即していること。
(3) 緊急・災害に対するケア提供の方針	訪問看護の基準(看護基準、看護業務マニュアル、プロトコル、ガイドライン等)の中で、緊急・災害に対するケア提供の基本的な考え方が記載されていること。
(4) 緊急・災害支援の専門性を有す職員の配置	緊急・災害支援について研修を受けた看護師が雇用されている。また、その処遇(責任・権限の賦与、適切な給与体系等)に配慮されていること。
(5) 職員の負担軽減に配慮した配置	職員の身体心理的負担に配慮した配置を行っていること。
(6) 緊急・災害支援についての知識・技術の向上	緊急・災害支援について専門性を有す看護師が緊急・災害支援について知識・技術の向上を行うための研修が計画的になされていること(研修計画の有無)。
(7) 緊急・災害支援に関する助言・指導	緊急・災害支援について専門性を有する看護師または外部職者が事業所内の職員に対して助言・指導・協力する体制があること。
(8) 緊急・災害支援のケアのプロトコル	緊急・災害支援のケアのプロトコル、基準・手順、業務マニュアル等があること。
(9) 緊急・災害支援体制の評価の体制	緊急・災害支援についてカンファレンス、自己点検、プロトコルの見直し等の活動が定期的(計画的)になされていること。
(10) 緊急・災害時における24時間ケアの提供体制	利用者に対して緊急・災害時の訪問体制があること(仕組みと実績)。
(11) 緊急・災害支援に対する医療機器の整備	緊急・災害支援に必要な機器類(蘇生バッグ、吸引器、バッテリー類等)を整備しており、定期的メンテナンスしている(医療機関や医療機器メーカーからの借用体制も含む)。
(12) 緊急・災害支援に関する関係機関への支援	緊急・災害支援に関して、他機関から研修・実習を受け入れる体制があること。または、必要に応じて他機関に助言・指導等を行う体制があること(いずれも実績から評価)。
(13) 緊急・災害支援に関する情報の整備・発信	緊急・災害支援に関する最新の情報を入手する体制があること。また、整備した情報、実績等を発信する体制があること。
(14) 緊急・災害支援のケアの普及・啓発	緊急・災害支援に関して地域住民等からの相談に対応していること(実績がある)。地域住民、サービス提供機関を対象とした広報種が行われていること(情報誌がある)。
(15) 緊急・災害支援に対応した療養者管理体制	緊急・災害時における利用者の支援必要度(重症度、医療機器利用状況、家族介護力等)を考慮した利用者管理台帳等があり、見直し等の活動が定期的(計画的)になされていること。



表4 緊急・災害支援に対する訪問看護提供事業所のケア要件

項目	解釈・確認方法
(1) 緊急・災害対策の理解	緊急・災害対策についての認識・理解を定期的にアセスメントし、必要に応じて情報提供・助言・指導する体制があること。
(2) 緊急・災害支援方針の意思決定	緊急・災害時における療養の場や支援方法等について家族間で話し合い、意思決定できるよう支援し、その内容を記載する体制があること。
(3) 家屋の安全性のアセスメント	家屋構造(耐震診断、家具配置等)や立地条件等から、安全性を定期的にアセスメントし、必要に応じて情報提供・助言・指導を受ける体制があること。
(4) 居宅における安全地帯の確保	居宅内の安全地帯について定期的にアセスメントし、居室の選定や家具配置等について情報提供・助言・指導する体制があること。
(5) 安全な医療処置管理	症状アセスメント、医療処置管理をプロトコルに基づき実施し、家族等が安全に評価・実施できるように、定期的な指導・管理を行う体制があること。
(6) 医療機器類の日常点検	医療機器、衛生材料等の日常管理、定期的なメンテナンスを実施し、家族等が安全に評価・実施できるように、定期的な指導・管理を行う体制があること。
(7) 防災訓練	火気器具・危険物の日常管理、消火・避難訓練等の防災訓練に参加する、または、居宅内で実施する支援を定期的に行う体制があること。
(8) 救急処置訓練	身体状態の悪化、ケガ等に対して、蘇生、救急処置、脱出等の救急処置訓練に参加する、または、居宅内で実施する支援を定期的に行う体制があること。
(9) 緊急・災害連絡対応手順の整備	緊急連絡網、連絡手順、処置手順等を作成し、災害時の連絡方法を含め定期的の確認、修正を行う体制があること。
(10) 緊急・災害時の救護施設の確保	身体状態や被災の程度に応じた避難所、救護施設、入院施設等の場所、移動方法等について、定期的な具体的な取り決めの確認をする体制があること。
(11) 防災用具の整備	暮らしを守る物品(食料・水等)、救出用具等の必要物品についてアセスメントし、定期的な点検・補充を行う体制があること。
(12) 医療用バッグの整備	命を守る物品(蘇生バッグ、バッテリー、代替医療機器等)、救急用具等の必要物品についてアセスメントし、定期的な点検・補充を行う体制があること。
(13) 外出支援	通院、散歩、旅行等を日常的に実施できるように支援し、居宅以外での生活に必要な知識・技術・物品等のアセスメントを定期的に行う体制があること。
(14) 近隣の協力体制の確保	近隣住民に利用者の状況や支援方法について理解を得て、協力が得られるよう、必要に応じて情報提供・助言・指導を行う体制があること。
(15) 地域の協力体制の整備	地域の支援体制について理解し、支援グループ等へ参加できるよう、必要に応じて情報提供・助言・指導を行う体制があること。

表5 訪問看護提供事業所の概要

n=68

項目	数or平均値	(%or範囲)
1. 開設からの期間	8年1ヶ月	( '81/4~' 07/9)
2. 開設主体(事業所数及び%)		
1) 都道府県	0ヶ所	( 0%)
2) 市区町村	1ヶ所	( 1.5%)
3) 広域連合・一部事務組合	0ヶ所	( 0%)
4) 日本赤十字社・社会保険関係団体	1ヶ所	( 1.5%)
5) 医療法人	25ヶ所	(36.8%)
6) 医師会	11ヶ所	(16.2%)
7) 看護協会	1ヶ所	( 1.5%)
8) 社団・財団法人(医師会・看護協会以外)	6ヶ所	( 8.8%)
9) 社会福祉協議会	1ヶ所	( 1.5%)
10) 社会福祉法人(社会福祉協議会以外)	7ヶ所	(10.3%)
11) 農業協同組合及び連合会	0ヶ所	( 0%)
12) 消費生活協同組合及び連合会	3ヶ所	( 4.4%)
13) 営利法人(株式・合名・合資・有限会社)	8ヶ所	(11.8%)
14) 特定非営利活動法人(NPO)	1ヶ所	( 1.5%)
15) その他法人	0ヶ所	( 0%)
3. 併設施設(事業所数及び%)		
1) 介護老人福祉施設	1ヶ所	( 1.5%)
2) 介護老人保健施設	14ヶ所	(20.6%)
3) 介護療養型医療施設	6ヶ所	( 8.8%)
4) 3)以外の病院・診療所	25ヶ所	(36.8%)
5) 訪問看護ステーション	21ヶ所	(30.9%)
6) 療養通所介護事業所	4ヶ所	( 5.9%)
7) 居宅介護支援事業所	48ヶ所	(70.6%)
8) ヘルパーステーション	17ヶ所	(25.0%)
9) 上記以外の居宅介護サービス事業所	9ヶ所	(13.2%)
10) その他	2ヶ所	( 2.9%)
4. 管理体制(届出ありの事業所数及び%)		
介護報酬		
1) 緊急時訪問看護加算の届出	48ヶ所	(70.6%)
2) 特別管理加算の届出	66ヶ所	(97.1%)
診療報酬		
1) 24時間連絡体制加算の届出	49ヶ所	(72.1%)
2) 重症者管理加算の届出	49ヶ所	(72.1%)
5. 従業者の状況		
1) 看護師数		
(1) 常勤看護師(平均値及び範囲)	3.9人	(1~19人)
(2) 非常勤看護師(常勤換算)(平均値及び範囲)	3.1人	(0~14人)
2) 准看護師数		
(1) 常勤看護師(全数)	3人	
(2) 非常勤看護師(常勤換算全数)	3.5人	
3) 災害関連研修受講経験者		
(1) 常勤看護師(全数)	22人	
(2) 非常勤看護師(常勤換算全数)	17.4人	